国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度) 様式

作成日 2021/4/1 最終更新日 2021/10/29

記載事項	更新の有無	記載欄	
情報基準日	更新あり	2021/10/1国立大学法人お茶の水女子大学佐々木 泰子	
国立大学法人名			
法人の長の氏名	更新あり		
問い合わせ先		企画戦略課(評価担当)/03-5978-5116/KC-hyoka@cc.ocha.ac.jp	
URL		https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/governance_code.html	

記載事項	更新の有無	記載欄		
経営協議会による確認	更新あり	各委員に対し、事前に報告書を送付の上、令和3年度10月19日開催の経営協議会において、ガバナンス・コードの適合状況について説明及び意見聴取を行った。 経営協議会からは、当該適合状況について特段の意見は無く、適切に説明がなされていることが確認された。		
監事による確認	更新あり	【本報告書に対する監事の意見】 「補充原則1-4②:経営人材育成」について、令和3年10月に当該方針を作成しウェブサイトにて公表した旨、報告書に追記されたことから、前回意見した「補充原則1-4②」について適切に対応されたことを確認した。 【監事の意見に対する本学の対応状況】 ・監事より意見のあった「補充原則1-4②」については、「国立大学法人お茶の水女子大学における法人経営人材の育成方針について」を作成し本学ウェブサイトにて公表した。		
その他の方法による確認				

【国立大学法人ガバナンス・	・コードの実施状況】				
記載事項	更新の有無	記載欄			
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		国立大学法人お茶の水女子大学は、各原則をすべて実施しています。			
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等					

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】				
記載事項	更新の有無	記載欄		
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		本学は、明治8(1875)年の創立以来、日本の女子教育の先達として道を切り拓き、平成16(2004)年の国立大学法人化に当たって「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」とのミッションを掲げ、女性の生涯にわたる生き方のモデルの提供、男女共同参画社会実現への寄与等をその使命とし、グローバルに活躍する女性リーダーの育成に取り組んでいる。 これら社会の要請の把握に努め、そのミッションを実現するためのビジョン、目標、戦略の作成にあたっては、学内関係者だけでなく、経営協議会委員等ステークホルダーの意見・提言を踏まえながら、策定・公表を行っている。		
		【公開URL】 「国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03.html#mokuhyou		
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		本学のミッションを達成するため、法人の長である学長の下に組織する「学長成略機構」内に総合評価室を置き、本学の目標・戦略として位置付ける「中期目標・中期計画」、「年度計画」の策定、成果の検証、見直し等、大学評価に関する業務を行っている。その結果については、国立大学法人法第31条の2に基づい、業務の実績に関する報告書」として、本学ウェブサイトで公表している。さいに、目標・戦略の進捗状況及び検証結果を用いた改善については、毎年度策定であ「年度計画」にも反映させ、中期目標・中期計画の変更についても、変更点なび変更理由を掲載して、本学ウェブサイトで公表している。また、経営協議会においても、中期目標・中期計画及び年度計画を審議する上で、計画等に反映するよいで、中期目標・中期計画及び年度計画を審議する上で、計画等に反映するよいで、計画等に反映する場合に関する助言を受けており、議事録や経営協議会学外委員からの意見を法心経営の改善に活用した取組事例として、改善に反映した点等を明確に公表している。		

補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制	学長が法人の長と大学の長を兼ねており、学長のリーダーシップのもと経営と教学の一体的な合意形成を可能とする体制を構築している。経営においては、国立大学法人法に基づき、理事4名が学長に任命され、学長を補佐し、法人の業務を掌理している。また教学運営においては、学校教育法に基づき、教育・研究・国際等だけでなく、男女共同参画担当や理系女性教育開発担当・附属学校担当など、本学の重要事項に関する校務をつかさどる副学長を学長が任命し、副学長は担当する校務を自ら処理している。本学に存する各組織については、「国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則」に示されており、各組織の権限と責任については、各組織ごとに作成されている規則で示されている。
	①「役員のご紹介」:各副学長の役割を掲載
	https://www.ocha.ac.jp/introduction/structure/officer.html
	②「国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則」:本学の各組織について
	https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000004.html?id=j7_k3
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構 成の実現、性別・国際性・ 障がいの有無等の観点での ダイバーシティの確保等を 含めた総合的な人事方針	目標及び戦略として掲げる「中期目標・中期計画」の総合的な人事方針としては、当該期間における「人事に関する計画」を策定しており、若手教員、女性教員、外国人教員の採用促進を掲げ、ダイバーシティの確保等の観点を踏まえた具体的な数値目標・取組を定めている。 そのもとで教員に関しては、「第3期中期目標期間における教員人事計画」を策定しており、本計画において、若手教員の採用促進や、本学の重点分野における研究機能強化のために必要な人員を配置すること、障碍者雇用については法定雇用率を遵守する等、適切な年齢構成・男女比・国際性等を踏まえた上での人事方針を定めている。 【公開URL】 第3期中期目標・中期計画「人事に関する計画」について「国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03.html#mokuhyou 該当ファイル(PDF):中期目標・中期計画一覧表(P.16) https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03_d/fil/H28-R3plan.pdf
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	目標及び戦略として掲げる「中期目標・中期計画」を達成するために、中期的な財務計画として、当該期間における「予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」を策定・公表している。 各年度の支出については、特に将来構想を踏まえた人事計画による人件費の見積り、施設整備や大型の設備整備などの高額な事業スケジュールを踏まえて、計画時点において予測し得る様々な情報を基に見通しを立てている。収入面では、民間資金や基金の獲得、資金運用などを行い支出計画を達成するための収入の見通しを立てている。 【公開URL】 「国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03.html#mokuhyou 該当ファイル(PDF):中期目標・中期計画一覧表(P.15~22) https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03_d/fil/H28-R3plan.pdf

補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)		教育研究の費用及び成果等として、(1)財務諸表等、(2)決算報告書、(3)事業報告書、(4)事業・財務レポート、(5)業務の実績に関する報告書、(6)中期目標の達成状況報告書等を本学ウェブサイトで公表している。さらに、年度ごとに作成する「事業・財務レポート」では、教育研究の費用や成果等として、「中期目標・中期計画」に沿った本学の事業の実施状況の概要と共に、学部等セグメント情報も含む決算の概要を掲載し、収入及び支出に関する詳細な分析を公表している。 【公開URL】 「国立大学法人としての公表事項」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html
補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針	更新あり	本学では、優秀な人材を段階的に登用して経験を積ませ、法人経営に参画させていくことで、長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成を行っている。 学長をサポートする取組として、「国立大学法人お茶の水女子大学副学長に関する規則」並びに「国立大学法人お茶の水女子大学学長補佐に関する規則」に基づき、令和3(2021)年4月現在、副学長4名(理事兼務者除く)を任命している。 また、法人経営を担いうる人材を登用・育成するポストとして、学長補佐3名を配置するとともに、理事を補佐するポストとして、「国立大学法人お茶の水女子大学副理事に関する規則」に基づき、副理事3名を配置している。さらに、次期部局長等を担い得る人材を教育研究評議会評議員として任命し、将来に法人経営を担い得る人材を段階的に育成している。加えて本学では、法人運営を担いうる人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に人材を派遣するとともに、教員についてはクロスアポイントメント制度を活用し、職員についても人事交流を実施している。また企業の役員(社長・会長など)のシンポジウム・講義を教職員・役員向けに定期的に行っており、法人経営の感覚を身につけさせる経験としている。これら当該方針の公表については、本学ウェブサイトにて公表している。 【公開URL】 ①「国立大学法人お茶の水女子大学における法人経営人材の育成方針について」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/governance_code_d/fil/20211001_keleijinzai.pdf

		,	
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等	更新あり	学長のリーダーシップに基づいて、大学のビジョンの実現に向けた取組を推進するため、令和3年4月現在、4名の理事(うち学外理事2名)、7名の副学長(うち理事兼務3名)を配置し、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。理事、副学長については、「国立大学法人お茶の水女子大学理事に関する規則」、「国立大学法人お茶の水女子大学副学長に関する規則」に基づき、それぞれの職務、資格、選考方法、任期、解任事由等を規定している。また各理事・副学長の役割については大学ウェブサイト「役員のご紹介」で公表している。任命に当たっては、各理事・副学長の掌握する業務分野に求められる知識・経験・能力等を考慮して学内外から優れた経験者を適材適所で登用している。具体的には他国立大学理事経験者、政府機関における指導的立場の人材、民間企業の管理職経験者を配置している。 【公開URL】 ①「役員のご紹介」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/structure/officer.html ②国立大学法人お茶の水女子大学理事に関する規則 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000100.html	
		https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000101.html	
原則2-2-1 役員会の議事録		役員会が学長の意思決定を支えるため、「国立大学法人お茶の水女子大学役員会規則」において、国立大学法人法に基づき、(1)中期目標についての意見(法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項、(2)法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、(3)予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、(4)大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、(5)その他役員会が定める重要事項について審議することと定めている。同規定により、役員会が本学の重要事項について十分な検討・討議を行うと共に、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うことで、法人の適正な経営に繋げている。また議事録については本学ウェブサイトにて公開している。 【公開URL】 「会議録:役員会」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html	

第3期中期目標・中期計画において、「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」ことをミッションとして掲げ、日本の女子教育の先達として道を切り拓いてきた本学においては、男女共同参画社会の実現に向けて、国立大学法人の模範となるべく努力している。 また、役員等には助言・企画立案を通じた理事機能の強化のため、産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を積極的に登用するとともに、経営体制の透明化を図るため、本学ウェブサイトにおいて、学外理事の選任理由について公表している。 また本学ウェブサイト「役員のご紹介」において経歴を示している。 【公開URL】
①「役職員>理事選任理由」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/yakusyokuin.html
②「役員のご紹介」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/structure/officer.html
経営協議会の学外委員については、産業界、教育研究機関等から「本学は国立の女子大学としていっそう社会的役割を認識し遂行することが求められており、経営的観点、国際的観点に加え、男女共同参画社会実現のために本学が果たすべき役割も考慮し、高い見識をもってご助言いただける者」を選出し、法人経営、教育改革への支援を受けている。なお、同方針を本学ウェブサイトにおいて公表している。会議運営にあたっては、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、審議事項内容等について、経営協議会開催前(1週間程度)にあらかじめ周知を行っており、開催当日に貴重な意見をいただくと共に、毎回テーマを設定し意見交換会を実施して法人経営に生かしている。さらに、専門性の高い案件が生じた場合には、個別に意見を求め参考にしている。議事録、及び経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例の公表を行っており、社会に開かれ、社会に対し責任を果たすことのできる戦略的かつ適正な法人経営に資するための取組を推進している。
【公開URL】 ①国立大学法人お茶の水女子大学経営協議会規則 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000006.html ②経営協議会の外部委員に係る選考方針 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/keieikyougikaiiin.html ③「経営協議会議事録」及び「経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例」

補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由	更新あり	学長の選考基準については、国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則第3条において、「学長候補者は、本学の内外を問わず人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」とし、さらに、(1)人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育・研究上の卓越した業績があり、本学における教育・研究活動を適切かつ情熱をもって運営することができる能力を有する者、(2)「大学憲章」を尊重し、大学及び附属学校園が一体となった"オールお茶の水体制"の構築による戦略的な大学運営を、リーダーシップを発揮し、構成員の信頼を得つつ実現できる者、(3)女子大学としての本学の存在意義を高めて社会に貢献することができる者、(4)財政基盤を充実させ、本学の教育・研究活動を持続的に発展させることができる者等の基準を満たす者としている。この基準に則って、学長選考会議は学長候補者との面談、書類審査、所信表明書、所信表明会、意向投票の結果等を総合的に判断して慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行っている。また、選考結果、選考過程及び選考理由については、学長選考会議のもとに設置された意向調査管理委員会が実施する意向投票調査結果も含め、本学ウェブサイトにおいて公表しており、選考プロセスの透明性を高めている。 【公開URL】 ①法人の長の選考基準 「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則」第3条
		③選考結果・選考過程及び選考理由 本学ウェブサイト「国立大学法人お茶の水女子大学の次期学長候補者の決定」 https://www.ocha.ac.jp/news/20201021.html
補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		学長選考会議は、国立大学法人法に基づき学長の任期を審議するにあたり、本学における継続的な経営・運営体制の構築のため、学長の再任を可能とし、「学長の任期は、4年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は、2年とする。」と定め、公表している。なお、再任の可否については、任期期間に中間評価を行い、学長選考会議において、当該学長の取組により達成された実績等について審議される。 【公開URL】 「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則」第4条 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG000000421.html

学長の解任の対象となる事由については、(1)心身の故障のため職務の遂行 に堪えないと認められるとき、(2)職務上の義務違反があるとき、(3)職務 の執行が適当でないため、本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き 職務を行わせることが適当でないと認めるとき、(4)その他学長たるに適しな いと認められるとき、と定めている。これらに該当する者について、学長選考会 議の議長に対して、①学長選考会議全委員の2分の1以上の、又は②教育研究評 議会又は経営協議会の各々全委員の3分の2以上の、又は③本学学長選考規則に 定める意向調査対象者全員の3分の1以上の連名による書面及びその理由を付し て解任審査請求が提出された場合に、解任を審査しなければならない。解任審査 に当たっては、投票による意向聴取を実施することもでき、意向聴取を行う際に 解任を請求されている学長から意見陳述があった場合には、その機会を設けなけ 原則3-3-2 ればならない。これらを総合的に審査し、学長選考会議委員の3分の2以上の賛 法人の長の解任を申し出る 成を持って学長の解任を決定することができ、決定後は学内に速やかに公表する ための手続き こととしている。 上記手続きを「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則」に定めている。 さらに、「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考会議規則」には、解任を決定 した場合は文部科学大臣に上申することとしている。 【公開URL】 国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000421.html 国立大学法人お茶の水女子大学学長選考会議規則 https://www.ocha.ac.ip/reiki/reiki honbun/x243RG00000420.html 学長の業務執行に関する中間評価及び業績評価は「学長選考会議は、学長の任 期が4年の場合、2年目の終了時点において、当該学長の業務執行の状況につい ての中間評価を行い、3年目の終了時点において、当該学長の取組により達成さ れた実績等についての業績評価を行う。」と定めている。さらに、「学長が再任 した場合には、再任前の期間を含む全在籍期間についての業務評価を実施するこ とができる」としている。これらの業績評価の結果は、本学ウェブサイトで公表 している。 【公開URL】 「学長の業務執行の状況についての中間評価について」 https://www.ocha.ac.jp/news/20171020_01.html 補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に 「国立大学法人お茶の水女子大学長の業務執行の状況についての中間評価 | 更新あり 係る任期途中の評価結果 https://www.ocha.ac.jp/news/20171020_01_d/fil/tyukanhyoka.pdf 「お茶の水女子大学長の業績評価について」 https://www.ocha.ac.jp/news/20180910.html 「国立大学法人お茶の水女子大学長の業績評価」 https://www.ocha.ac.jp/news/20180910 d/fil/20180910 hyoka.pdf 「お茶の水女子大学長の全在任期間中の業績評価について| https://www.ocha.ac.jp/news/20210318.html 「国立大学法人お茶の水女子大学長の 全在任期間の業績評価」 https://www.ocha.ac.jp/news/20210318_d/fil/gyosekihyoka.pdf

原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由	教学の一位 ぶ意欲のあ ミッション いては理想 学長 可能と 能している	本的な合意形成を可能とする体制である全ての女性にとって、真摯な意いとし、これを実現するため、学身を置き、教学運営においては副党なする学長戦略機構を中心とした幸とし、学長のリーダーシップに基づる。これらのことから、学長が法が	学長のリーダーシップのもと経営と を構築している。本体制の下で、「学 夢の実現の場として存在する」ことを 長を補佐する役割として、経営面にお 学長を置いている。学長及び理事・副 執行体制の一元化により迅速な意思決 づいた経営・教学運営体制が十分に機 人の長と大学の長を兼ねる現体制が最 本学には大学総括理事を置いていな
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体 制及び見直しの状況	に中高ス対 適にる機め定プ 等整でいテし内切関。管のにラこの切関。管のにラこののでラこののでする理教係イれ改	理用する仕組みとして内部統制シスプライアンスとリスクマネジメスを担保しつつ持続的・継続的に発電用し、自らを律する仕組みを有な企性・健全性を示してプライとので、「国立大学法人プラスをが、「国立大学法人プラスをが、「国立大学法人プラスをが、「国立大学法人プラスをが、「国立大学法人プラスをが、「国社会ではおいて、「国社会では、では、「国社会では、「国社会では、「国社会では、「国社会では、「国社会では、「国社会では、「国社会、「国社会、「国社会、「国社会、「国社会、「国社会、「国社会、「国社会	意正に執行していくため、学長が学内ステムを構築し、本学はその枠組みのレトを一体的に推進している。本学は社会に、この内部統制に、この内部統合に、この内部統合に、この内部統合に、本学は社会とともにリスクレスとともにリスクレスとともにリスクレスを推進するとともにリスクレスを大学危機する最下で、大文の推進に対力を関する最下で、大文の地域である。 を推進するとともにリスクレスとは、対立の地域では、大文の推進に対力が表現では、この地域では、この地域では、この地域では、この地域では、この地域では、この地域では、いった。は、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して
	①国立大学	学法人お茶の水女子大学コンプライ	イアンスの推進に関する規程

https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000065.html

https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000488.html

②国立大学法人お茶の水女子大学危機管理規則

法人経営に係る情報を多様な関係者に対して効果的に発信するため、本学ウェブサイトのトップページに「お茶大案内」のページを設け、学長メッセージ、本学の概要、中期目標・中期計画、コンプライアンスに係る事項・国立大学法人としての公表事項(財務情報、大学機関別認証評価等)、大学刊行物などの情報を集約して公表している。

また、本学の教育・研究・社会貢献活動については、法人経営に係る情報と同様に、本学ウェブサイトのトップページにそれぞれ「教育・研究」、「産学連携・社会貢献」のページを設け、本学の教育改革の取組、教育・研究・人材育成関係プロジェクト、SDGsの取組、研究体制、研究倫理、研究紹介などを公表している。

さらに、法令に基づく適切な情報公開として、国立大学法人法等に基づく情報について、「国立大学法人としての公表事項」として公開している。また、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、「教育情報の公開」として教育に関する情報を公開しているほか、「教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく公表事項」として、教員の養成に関する情報を公開している。

原則4-1

法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫

【公開URL】

①「お茶大案内」

https://www.ocha.ac.jp/introduction/index.html

②「教育・研究」

https://www.ocha.ac.jp/program/index.html

③「産学連携・社会貢献」

https://www.ocha.ac.jp/researchs/index.html

④「国立大学法人としての公表事項」

https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html

⑤「教育情報の公表」

https://www.ocha.ac.jp/program/project/info/edu_revue_2020.html

⑥「教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく公表事項」

https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/t-license.html

多様な関係者(ステークホルダー)のニーズに応じた情報発信を行うため、本学ウェブサイトトップページの最上部に、ステークホルダーごとのページとして、(1) 受験生、(2) 留学生、(3) 在学生、(4) 卒業生、(5) 地域・一般の方、(6) 企業の方、(7) 後援会・同窓会・事業会のページをそれぞれ設け、多様な異なる関係者等が適切な情報の取得・収集ができるよう、工夫した情報発信を行うとともに、透明性を確保するよう努めている。また、facebookやtwitterを活用し、本学のイベント等の情報発信を行っている。

【公開URL】

大学ウェブサイトトップページ(学生、保護者、卒業生等関係者別メニューの設 置)

①「受験生」向けページ

https://www.ocha.ac.jp/ao/index.html

②「留学生」向けページ

https://www.ocha.ac.jp/intl/index.html

補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況

更新あり

③「在学生」向けページ

https://www.ocha.ac.jp/campuslife/index.html

④「卒業生」向けページ

https://www.ocha.ac.jp/graduate/index.html

⑤「地域・一般の方」向けページ

https://www.ocha.ac.jp/general/index.html

⑥「企業の方」向けページ

https://www.ocha.ac.jp/company/index.html

⑦「後援会・同窓会・事業会」向けページ

https://www.ocha.ac.jp/supporter/index.html

⑧「お茶の水女子大学facebook」

https://www.facebook.com/ochadai/

⑨「お茶の水女子大学twitter」

https://twitter.com/OchadaiNews/

学生が享受できた教育成果を示す情報等について、本学ウェブサイトにおいて「教育情報の公表」としてまとめており、大学の教育課程方針(カリキュラムポリシー)、入学者受入方針(アドミッションポリシー)、学位授与方針(ディプロマポリシー)の3つのポリシーに関する情報をはじめ、学生の進路状況、授業科目(シラバス)、学修成果に関連する事項等、教学に関連する様々な情報を公表している。

補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果 を示す情報 また、本学の教育・学修成果に係る学内のデータを収集・分析等を行うことを目的として設置する「教学IR・教育開発・学修支援センター」のサイト内において、学生の授業アンケート結果等の詳細について公表しており、学生の満足度や学生の授業に関する評価を統計的に閲覧することができる。

【公開URL】

①教育成果に関する情報等

「教育情報の公表」

https://www.ocha.ac.jp/program/project/info/edu_revue_2020.html

②学生の満足度等(授業アンケート結果)

「教学IR・教育開発・学修支援センター>nigalaダッシュボード|

https://crdeg5.cf.ocha.ac.jp/crdeSite/nigala.html

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項 ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ○国立大学としての公表事項

https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html

- ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報
 - ⇒ 公表事項なし
- ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報
 - ⇒ 公表事項なし